

【遊休農地でお悩みの方必見！】

「遊休農地解消緊急対策事業」のご案内

隣の遊休農地がきれいになったら借りて耕作してもいいな！

農地を荒らしたくないけど自分ではもう管理できない。どうにかできないかな？



そのお悩み、「農地バンク」が支援します！

遊休農地をなんとかしたい！



農地所有者

農地
借受

簡易な整備（草刈り等）



農地バンク

農地
貸付

遊休農地の有効活用！



耕作者



農地バンクが遊休農地を借受け、解消し、農業者に貸し付けます。

事業内容

○対象農地：農用地区域内の農地のうち「簡易な整備（草刈り等）で解消可能な遊休農地」

○要件：農地バンクに10年以上農地を貸し付ける必要があります
※使用貸借（賃料0円）が条件

○対象となる作業内容：草刈り、除礫、抜根（新植、改植された樹木除く）、耕起・整地等

○解消費用：43,000円/10aの範囲で農地バンクが解消します。
（都道府県事業、市町村事業の補助がある場合は、補助を同時に受けることが可能な場合があります）

【よくある質問】

Q1：事業実施の際に上限面積や下限面積はありますか。

A1：ありません。

Q2：畦畔除去、暗渠設置、区画整理等も行うことができますか。

A2：遊休農地解消緊急対策事業は、草刈り等の簡易な整備で解消可能な遊休農地を対象としていることから、畦畔除去等は対象になりません。

Q3：農地の出し手の意向で解約した場合は、10年以内に所有者等（農地の出し手）が契約を解除した場合、補助金返還を求められますか。

A3：農地の出し手の意向で解約した場合は、補助金返還となります。

農地バンクを活用して遊休農地を解消しましょう！

【近畿管内農地バンク（農地中間管理機構）の問合せ先】

滋賀県	(公財) 滋賀県農林漁業担い手育成基金 〒520 - 0807 大津市松本一丁目2番20号 (TEL) 077-523-4123 (FAX) 077-524-0245 (HP) https://shiganou.work/
京都府	(一社) 京都府農業会議 〒602-8054 京都市上京区丁子風呂町104-2 京都府庁西別館2F (TEL) 075-417-6868 (FAX) 075-441-5742 (HP) https://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/farmbank/
大阪府	(一財) 大阪府みどり公社 〒541-0054 大阪市中央区南本町二丁目1番8号 創建本町ビル5階 (TEL) 06-6266-8916 (FAX) 06-6266-8665 (HP) http://osaka-midori.jp/nouen/
兵庫県	(公社) ひょうご農林機構 〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 (TEL) 078-361-8114 (FAX) 078-361-8128 (HP) https://www.forest-hyogo.jp/work/01farm-1/index.html
奈良県	(公財) なら担い手・農地サポートセンター 〒634-0065 橿原市畝傍町53番地 (TEL) 0744-21-5020 (FAX) 0744-29-8125 (HP) http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/index.html
和歌山県	(公財) 和歌山県農業公社 〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁 2-1 和歌山県自治会館6階 (TEL) 073-432-6115 (FAX) 073-422-4031 (HP) http://w-apc.or.jp/chukankanri/index.html